

第1回 福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議

福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等の現状等

令和7年9月12日

検討の趣旨

- 福岡市漁港管理条例及び同条例施行規則においてプレジャーボート（※）を係留できるのは浜崎今津漁港と規定しているが、その他の福岡市が管理する漁港（以下「市管理漁港」という。）において、プレジャーボートの放置艇を約350隻確認している。

船種		
大区分	中区分	小区分
小型船舶	プレジャーボート	モーターボート、ヨット類
	遊漁船	遊漁船
漁船	—	—
漁船以外の船舶	上記以外の船舶 (例: 作業用船舶等)	上記以外の船舶 (例: 作業用船舶等)

※ 福岡市漁港管理条例に規定する船舶の種類は、「漁船」、「漁船以外の船舶」、「小型船舶」となっており、本有識者会議では、プレジャーボート及び遊漁船（以下「プレジャーボート」と総称する。）の係留等を議論の対象とする。

- プレジャーボートの放置艇については、全国的な課題となっており、市管理漁港においても多くの放置艇が確認されたことから、「福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議」を設置（10月までに3回程度開催予定）し、専門的見地から意見をいただきながら、国の示す方向性も踏まえ、適正化に向けた対応を検討する。

【参考：放置艇が引き起こす問題の例】

- ① 津波・高潮・洪水等における放置艇の流出、流水障害
- ② 無秩序な放置艇の集積による船舶航行への支障
- ③ 係留場所の私物化・私権化、公共施設の破損、沈船化
- ④ 違法駐車、騒音、ゴミ・油の不法投棄による景観・環境の悪化
- ⑤ 港湾・河川・漁港工事への支障
- ⑥ 安全管理がなされていないことによる事故、漁業関係者とのトラブル

※「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性（令和6年3月 国土交通省・水産庁）」から抜粋

I 国の動向について

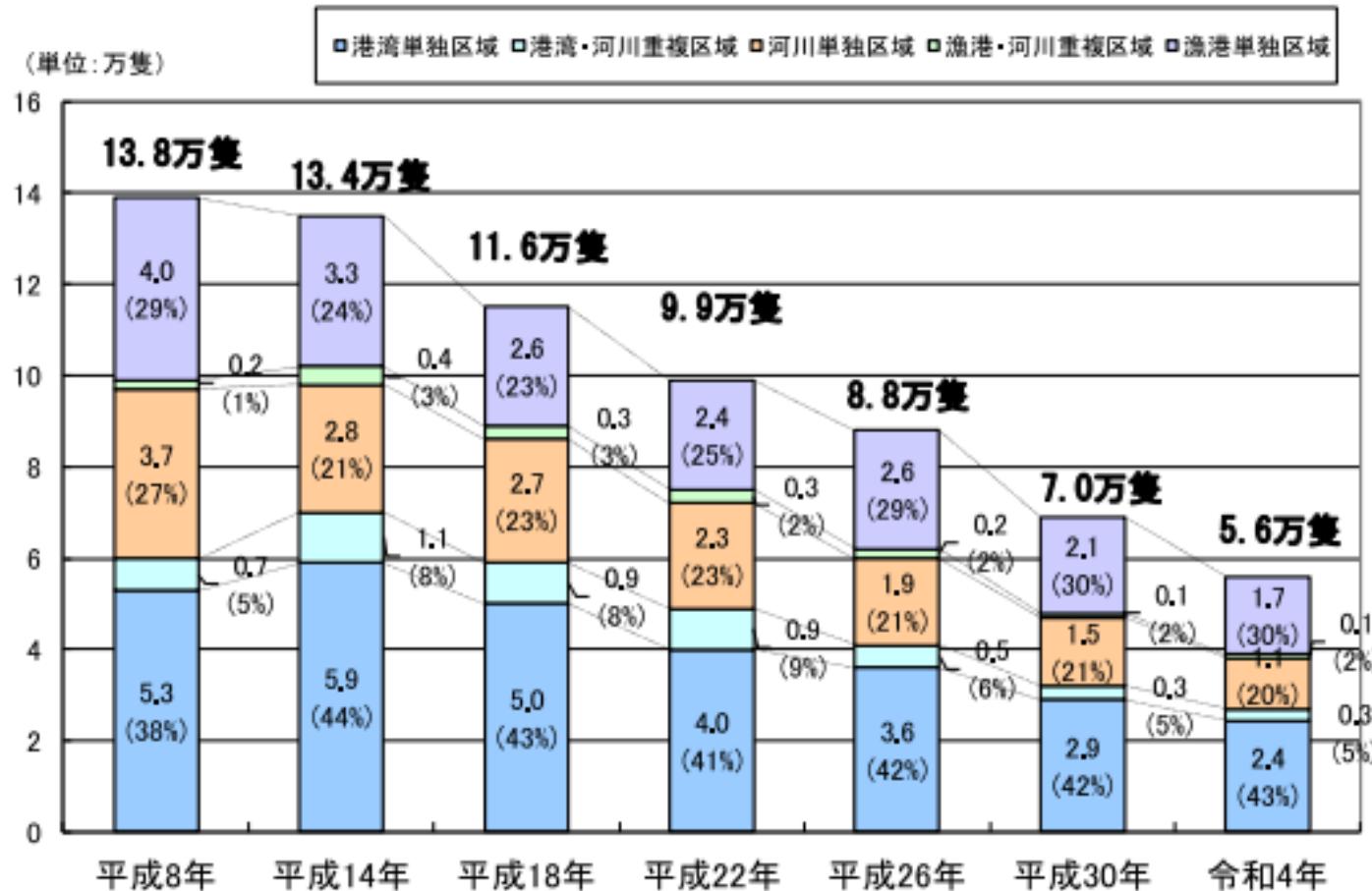
- 国は、「漁港は、漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であり、通常は漁船の利用が一般船舶の利用を上回るものであるが、制度上は漁港本来の機能のほか、漁港の利用上又は漁港の保全上の規制等、他目的の利用も想定されていることからみても漁業根拠地以外の利用を全面的に排除しているものではない。」としている。

※「漁港における漁船以外の船舶の利用について」（平成6年9月21日 6水港第2998号 知事あて水産庁長官通知）より抜粋

- 国は、海洋性レクリエーションの普及に伴い、漁港を利用するプレジャーボートが増加するとともに、放置艇による漁業活動への支障等が社会問題化したことを受け、法改正や全国実態調査、マニュアルの策定等を行うなど放置艇対策を促進し、国の調査によると放置艇数は平成8年度から令和4年度にかけて、約6割減となっている（約13.8万隻⇒約5.6万隻）。

I 国の動向について

【参考：各水域の放置艇数の推移】



※「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」
(令和6年3月 国土交通省・水産庁) から抜粋

I 国の動向について

【参考：国の主な放置艇対策】

年度	主な動向
平成6年度	<p>「漁港における漁船以外の船舶の利用について」(平成6年9月21日 6水港第2998号 知事あて水産庁長官通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレジャーボート等漁船以外の船舶による漁港利用に対応するにあたり、具体的な方策を示す ✓ 対象漁港：ニーズがあり、漁業活動に支障のない範囲内で受入可能であると漁港管理者が認める漁港 ✓ 受入れ方法：漁船の利用に支障がない範囲内で適切な利用隻数を設定 漁港管理条例に基づき利用料等を徴収 など
平成8年度	<p>「「漁港における漁船以外の船舶の利用について」の運用について」(平成8年12月17日 8-3115 知事あて水産庁漁港部長通達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協等が独自にプレジャーボート等の所有者から協力金等を徴収している件について、報告等をさせるよう漁港管理者に対して指導
平成8年度～	港湾・河川・漁港の三水域を対象として「プレジャーボート全国実態調査」を実施 【国土交通省・水産庁】
平成13年度	<p>漁港法の改正 (平成13年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港の区域内における船舶等の放置等を禁止する規程の新設や簡易代執行制度の導入
平成14年度	<p>小型船舶の登録等に関する法律の制定 (平成14年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の所有権の公証のための登録に関する制度等について制定 (所有者の確知等の対策)
平成25年度	<p>「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度から10年間を計画期間に定め、放置艇をゼロ隻とするとともに、新たな放置艇発生の未然防止を図ることを目標とする
平成28年度	<p>「プレジャーボートの適正な係留・保管推進マニュアル（改訂版）」の策定 【水産庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港における放置艇対策の具体的な方法と留意事項を現実のケースを想定した、漁港管理者及び漁協職員向けマニュアル
令和5年度	「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」の策定 【国土交通省・水産庁】 ※詳細は次頁

I 国の動向について

- 令和5年度には、地域によって放置艇の状況に差異が見られることを勘案して「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」を策定し、概ね10年程度を目途に解消できるように優先的に対策に取り組むことを目標としている。

■放置艇対策の方向性と施策の体系化の考え方

		対策の方向性	施策
既存の放置艇	沈没船	○撤去・処理	<ul style="list-style-type: none">・撤去費用の負担軽減・リサイクルシステムのサービス拡充
	管理上支障小	○既存の水域等の活用 ○撤去・処理又は収容 ○代替地の確保	<ul style="list-style-type: none">・小型船舶用泊地の設置・暫定係留施設の整備・監督処分等の実施・既存施設の余力活用・新たな施設整備・陸上保管の促進
	管理上支障大	○誘導	<ul style="list-style-type: none">・放置等禁止区域の指定 (新たな施設整備)
	新たな放置艇	○発生抑制(未然防止)	<ul style="list-style-type: none">・保管場所確保の義務化

撤去・処理

撤去・処理
又は収容
+
規制措置

図2 推進計画における「放置艇対策の方向性と施策の体系化」の考え方

※「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性（令和6年3月 国土交通省・水産庁）」から抜粋

II 福岡市が管理する漁港

○ 市管理漁港は、下記の8漁港

【弘漁港、志賀島漁港、奈多漁港、博多漁港、浜崎今津漁港、唐泊漁港、
西浦漁港、玄界漁港】 ※小呂島漁港は福岡県管理



Ⅲ 福岡市管理漁港における係留等の状況

- 市管理漁港については、漁港及び漁場の整備等に関する法律第26条により、漁港管理者である市は条例を定め、適正に維持管理を行う職責を担うこととされ、福岡市においては、福岡市漁港管理条例を制定し、これに基づく管理を行っている。
- 市管理漁港におけるプレジャーボートの係留については、福岡市漁港管理条例及び同条例施行規則において、浜崎今津漁港のみ可能としている。
- 浜崎今津漁港における年間使用料（船舶の長さ：8mの場合）：84,680円
- 令和7年4月、5月に福岡市農林水産局水産部漁港課（以下「市漁港課」という。）が行った調査では、浜崎今津漁港を除く7漁港のうち、玄界漁港以外の6漁港において、条例の規定がないにも関わらず係留しているプレジャーボートが345隻確認されている。
- プレジャーボートの係留に伴い、係留者が工作物を設置している状況が確認されている。

市管理漁港の放置艇隻数 ※市漁港課調査（令和7年4月～5月）
(単位：隻)

弘	志賀島	奈多	博多	浜崎今津	唐泊	西浦	玄界	合計
40	23	34	105	0	92	51	0	345

Ⅲ 福岡市管理漁港における係留等の状況

- 浜崎今津漁港以外の漁港におけるプレジャーボートについては、各漁港において、漁業活動に支障がないよう福岡市漁業協同組合（以下「市漁協」という。）の各支所が自主的にプレジャーボートの係留場所・台数の調整や管理（係船ロープの取り付けの指導・台風時の注意喚起や対策措置など）を行っており、市漁協各支所が係留者と契約を締結し、費用を徴収している。

市漁協のプレジャーボートの係留に係る収支

第2回会議に向け詳細に調査中

Ⅲ 福岡市管理漁港における係留等の状況

- 浜崎今津漁港以外でのプレジャーボートの係留について、市漁港課は、少なくとも平成11年度には把握していたが、市漁協各支所による自主管理により漁業活動に支障がなかったことから、管理上必要な措置（条例改正等）を講じていなかった。

年 月	
平成11年4月	福岡市漁港管理条例及び同条例施行規則を改正し、浜崎今津漁港においてプレジャーボートの受入れ開始
平成12年12月	市管理漁港において、全漁港合わせて、約200隻の放置艇を確認
令和7年4月～5月	市管理漁港において、全漁港合わせて、約350隻の放置艇を確認 (市による漁協支所への聞き取り調査)

IV 各漁港における係留等の状況

弘(ひろ)漁港

➢ 実質的に管理を行っている団体：市漁協 弘支所

➢ 放置艇隻数
(単位：隻)

R4	R7
36	40

➢ 料金体系

- ➡ 1隻あたり 100,000円～350,000円/年
 - ・5m未満～15m未満
 - ・船舶の長さ1mごとに料金を設定

志賀島(しかのしま)漁港

➢ 実質的に管理を行っている団体：市漁協 志賀島支所

➢ 放置艇隻数
(単位：隻)

R4	R7
23	23

➢ 料金体系

- ➡ 1隻あたり 100,000円～350,000円/年
 - ・5m未満～15m未満
 - ・船舶の長さ1mごとに料金を設定

IV 各漁港における係留等の状況

奈多（なた）漁港

- 実質的に管理を行っている団体：市漁協 奈多支所

- 放置艇隻数
(単位：隻)

R4	R7
32	34

- 料金体系

→ 1隻あたり 100,000円～350,000円/年

・5m未満～15m未満

・船舶の長さ1mごとに料金を設定

博多（はかた）漁港 ※一部区域

- 実質的に管理を行っている団体：市漁協 能古支所

- 放置艇隻数
(単位：隻)

R4	R7
50	50

- 料金体系

→ 船舶の長さ×幅×10,000円（端数切捨）

102,000円～240,000円/年

博多漁港（はかた）※上記以外の区域

- 放置艇隻数
(単位：隻)

R4	R7
35	55

IV 各漁港における係留等の状況

唐泊（からとまり）漁港

- 実質的に管理を行っている団体 : 市漁協 唐泊支所

- 放置艇隻数 (単位:隻)

R4	R7
125	92

- 料金体系

- ➡ 20ft未満 60,000円/年
- 20ft～30ft 80,000円/年
- 30ft以上5t未満 100,000円/年
- 30ft以上5t以上 120,000円/年
- 40ft以上5t以上 200,000円/年

西浦（にしのうら）漁港

- 実質的に管理を行っている団体 : 市漁協 西浦支所

- 放置艇隻数 (単位:隻)

R4	R7
26	51

- 料金体系

- ➡ 大舟 150,000円/年
- 小舟 110,000円/年

IV 各漁港における係留等の状況

【参考：民間マリーナ、公共マリーナ、船だまりにおける料金体系（船舶の長さ：8mの場合）】

①民間マリーナ（福岡市内）

- ・西福岡マリーナ（西区小戸）：627,000円/年
- ・海の中道マリーナ（東区西戸崎）：314,600円/年
- ・福岡マリーナ（東区大岳）：280,500円/年
- ・福岡県海洋スポーツ協会（中央区荒津）：250,000円/年

②公共マリーナ

- ・脇田フィッシャリーナ（北九州市）：139,200円/年

③船だまり（福岡市内）※福岡市港湾空港局管理

128,000円～200,000円/年

V 他都市の放置艇対策の事例

○放置艇対策に取り組んでいる他都市の事例は以下のとおり。

- ① 広島県 : 小型船舶係留泊地の整備と保管場所の義務化を実施 (P.17-18)
- ② 佐賀県唐津市 : 放置艇の代執行による撤去を推進 (P.19-20)

10.広島県(小型船舶係留泊地の整備と保管場所の義務化を県下一斉に実施)

■プレジャーボート基本方針に基づき地方部を中心に「小型船舶用泊地」指定による使用許可制導入

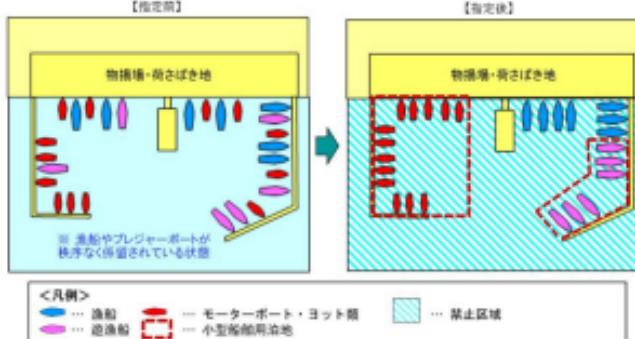
- 平成10年3月「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、**広島港、福山港でポートパーク整備**を行う一方、地方部に多い放置艇への対応が課題。
- 平成30年3月「放置艇解消のための基本方針」を策定し、**令和4年度の放置艇ゼロ隻を目指し対策を実施**するも、コロナにより計画が遅れ、令和4年10月に**目標見直し等改定**。
- 全県的に放置等禁止区域を指定し、地方部を中心に**「小型船舶用泊地」の指定**による使用許可の制度を導入し、**地方部においても放置艇減少の一定の成果を得た**。

取組の効果(放置艇数の変化)

	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成30年度	10,283	7,444	72.4%
令和4年度	9,837	5,772	58.7%
増減	-446	-1,672	-13.7%

※港湾区域の隻数

<小型船舶用泊地・禁止区域指定のイメージ図>



小型船舶用泊地の設定イメージ:県条例により禁止区域の中でも漁業活動等に支障のない水域を「小型船舶用泊地」に指定し、そこでプレジャーボートの適正保管を図る。

取組のポイント

- ◆ **既存ストック**(港湾・漁港の水域施設や設置済みの桟橋、係船環等)を柔軟に活用し、係留保管施設以外にも**係留可能場所を確保**し、放置艇に係留許可を付与
- ◆ 係留可能場所を確保すると同時に、**放置等禁止区域を指定**し、無許可のプレジャーボート所有者に対する**撤去指導を徹底**

具体的な取組

- ①全県的に放置等禁止区域を指定
⇒無許可のプレジャーボート所有者に対する撤去指導を徹底
- ②地方部を中心とした「小型船舶用泊地」の多箇所指定
⇒本来の利用に影響を及ぼさない**既存ストックの活用**
使用料の徴収、利用者団体等への**水域占用**等を検討
- ③計画的な廃船処理
⇒所有者不明船への**廃船定義明確化**、処理手続き迅速化
- ④保管場所確保の義務化を実施
⇒県独自の係留保管場所届出の義務化

10. 広島県(小型船舶係留泊地の整備と保管場所の義務化を県下一斉に実施)

■プレジャーボート基本方針に基づき地方部を中心に「小型船舶用泊地」指定による使用許可制導入

「放置艇解消のための基本方針」の改定内容

● 背景

新型コロナウイルス感染症による交渉機会の減少と各地区の困難課題への対応のため、小型船舶用泊地の指定計画に遅れが生じ、令和3年度末の泊地指定数は、全130箇所のうち45箇所(35%)に留まる。

● 改定内容

計画遅れによるスケジュールの見直し。

- ①禁止区域及び泊地指定完了の目標年度を
令和6年度末まで2年間延長
 - ②放置艇解消目標年度を令和7年度末までに3年間延長
 - ③料金徴収開始年度を令和7年度からに2年間延長

	H30.3 策定	R4.10 改定
禁止区域及び泊地指定完了の目標年度	令和4年度末	令和6年度末
放置艇解消の目標年度	令和4年度末	令和7年度末
料金徴収の開始年度	令和5年度から	令和7年度から

今後の取組にあたっての課題

①小型船舶用泊地の指定に向けた地元関係者との合意形成

⇒プレジャーポート係留に対する地元関係者の理解が地域ごとに異なる

船舶航行への支障等の理由で泊地指定が難航する場合が多い

既に独自ルールで管理されている地域は、調整が比較的スムーズ

②小型船舶用泊地使用許可申請の督促

⇒地域ごとに説明会を行い、現時点では全対象者のうち4割程度を許可

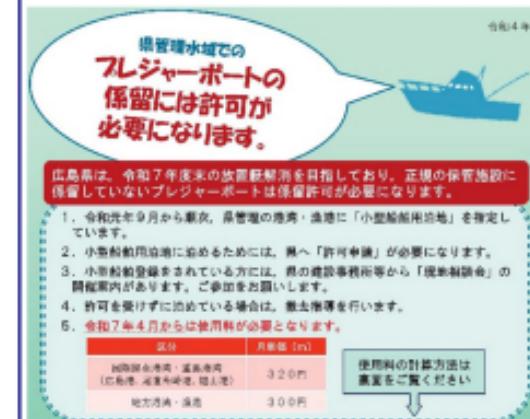
今後は、文書等で使用許可申請を督促

所有者不明船、廃船等も含まれ、撤去指導等を組合せた対応が必要

③使用料微収に伴う係留環境の向上要望への対応

⇒これまで無料で係留していた所有者にとっては、使用料が高いとの印象

使用料徴収に伴う係留環境の向上要望への対応が必要



14. 佐賀県唐津市(放置艇の代執行による撤去を推進)

■係留船舶管理マニュアルの作成及び漁港漁場整備法に基づく簡易代執行を実施

- 令和3年4月に唐津市係留船舶管理マニュアルを策定し、市管理漁港における船舶の放置(不法係留)を防止し、みだりに放置(不法係留)された船舶については、**自主的かつ早期の除却等処理を導入した**。また漁港管理者・漁協が**漁港内に係留されている船舶の台帳を作成すること**により、船舶情報の管理や事務手続きを行った。
- 令和4年3月に所有者を把握できなかった唐津市湊浜漁港内の放置艇に対し、**唐津市が簡易代執行を行い撤去した**。

取組のポイント

- ◆ マニュアルに沿った係留船舶情報の徹底管理
- ◆ 所有者不明船に対し簡易代執行による撤去

取組の効果（放置艇数の変化・唐津市湊浜漁港）

	PB係留総隻数	不法係留隻数	不法係留船率
令和元年度	90	52	58.0%
令和4年度	67	0	0.0%
増減	-23	-52	

具体的な取組

①係留船舶管理マニュアルを策定

- ⇒申請書、漁協の同意書、船舶検査証書、小型船舶免許証の提出により**係留許可申請**することができる。
- 申請承認・使用料の納付の後にステッカーを配布し、ステッカーの番号で船舶を管理する。
 - 地元漁協へ上記の管理を委託**し、週に一回の定期巡回を行う。巡回の結果は記録し毎月唐津市へ報告を行う。
 - 特別巡回として12月に唐津市で係留船舶台帳及び不法係留台帳と実際に停泊・係留している船舶とを照合を行い、新たに放置艇(不法係留船)を発見した時は適宜指導を行う。
 - 台帳は毎年度に唐津市で作成**することとし、前年度末時点での台帳を引き継ぐ。

②放置艇所有者に対する是正の通知

⇒所有者が把握できた船舶に対し唐津市から是正通知を文書・電話により行い、係留許可申請書の提出又は係留許可区域への移動を所有者に要請した。その結果、**令和4年度までに52隻の放置艇が解消された**。

③簡易代執行に係る一連の手続き

⇒漁港漁場整備法(第39条の2第4項)に基づき、簡易代執行による撤去を行った。(別記参照)

14.佐賀県唐津市(放置艇の代執行による撤去を推進)

(別記)簡易代執行の承認から執行に至るまでの手順

- ①所有者不明等の判断及び決定（廃棄物としては判断できない旨を記載）
- ②簡易代執行の事務手続きを進める方針の確認（実施伺い）
- ③弁明の機会の付与及びその公示送達にかかる（告示）
- ④監督処分に係る措置（簡易代執行）に関する事前の公告→現地貼り出し
- ⑤監督処分にかかる措置の実施伺い
- ⑥放置艇の陸揚を行う（除却業者の選定・契約）
- ⑦簡易代執行による除却の実行→実施報告
- ⑧除却物件の保管にかかる告示→現地貼り出し
- ⑨物件の所有権帰属の報告→公有財産増減異動通知書の提出
- ⑩除却物件の評価（鑑定の契約・実施）
- ⑪鑑定の結果、無価値（0円）であれば、除却物件の廃棄（業者の選定・契約）
- ⑫価値がある場合、除却物件の売却
- ⑬所有者等が名乗り出た場合は船舶の返還及び保管費用等の請求



簡易代執行による陸揚げの様子

今後の取組にあたっての課題

- ◆ 簡易代執行の実施には費用（予算）が必要となる。漁港管理者としては簡易代執行を行う権利を有するが、自治体としては、個人所有物の撤去に対し公費を支出することになり、実施の必要性について説明責任が生じるため、判断は難しい。

- 福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等の適正化に向け、今回、本有識者会議でご意見をいただきたい論点は下記のとおり。

> 係留しているプレジャーボート（約350隻）への対応について

- ✓ どのような対応が考えられるか

> 今後の管理運営と放置艇対策について

- ✓ どのようなことに留意して管理すべきか
- ✓ 放置艇対策には、どの様な手法が有効か

> 今回の事案の原因検証と再発防止策について

- ✓ 原因を検証するためには、どのようなことが必要か
- ✓ 再発防止に必要なことは何か